

富山市地域公共交通総合連携計画の概要について

1. 計画策定日

平成19年11月12日(月)

2. 計画の対象区域

富山市全域

3. 計画の基本方針

公共交通軸の活性化によるコンパクトなまちづくり
地域特性に応じた多様な生活交通の確保

4. 計画の目標

公共交通が便利な地域に住んでいる市民の割合
現在約3割 概ね20年後に約4割

5. 計画に位置づけられた事業及び実施主体

【事業】

市内電車環状線化事業(地域公共交通活性化法第2条第6号に規定された「軌道運
送高度化事業」として位置づけ)

【実施主体】

富山市(軌道や停留場の整備、車両の導入)
富山地方鉄道株式会社(運行)

6. 計画期間

平成19年度～平成38年度
市内電車環状線化事業は平成19年～平成22年

市内電車環状線化事業の概要

富山市地域公共交通総合連携計画送付日(平成19年11月15日)と同日に**軌道運送高度化実施計画**の認定を国土交通大臣に申請

地域公共交通活性化法に基づく**軌道法の上下分離の特例措置**を活用予定

(整備主体:富山市、運行主体:富山地方鉄道株式会社)

まちづくりと一体的に整備したLRTのイメージ



区間	丸の内～西町(単線)
距離	約940m
新設停留場	3箇所
運行間隔	概ね10分～15分間隔
開業目標	平成21年度

低床車両の導入

(富山ライトレールと同様のもの)

バリアフリー化等、停留場のハイグレード化
電車の揺れを抑える軌道(制振軌道)の導入

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (平成19年法律第59号)

—主体的に創意工夫して頑張る地域を総合的に支援—

平成19年5月25日公布 平成19年10月1日施行

基本方針(国のガイドライン)

主務大臣(国土交通大臣・総務大臣)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する基本方針を策定
※ 国家公安委員会、環境大臣に協議

1. 計画の作成・実施

協議会



- ・協議会の参加要請応諾義務(*は除く)
- ・協議会参加者の協議結果の尊重義務
- ・計画策定時のパブリックコメント実施
- ・計画作成等の提案制度

地域公共交通総合連携計画

地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画

連携計画には地域公共交通の活性化・再生に関するあらゆる事業を定められる

- 【例】
- 地方鉄軌道の活性化
 - 地域のバス交通の活性化
 - 旅客船事業の活性化

【地域公共交通特定事業】

- ・LRTの整備
- ・BRTの整備、オムニバスタウンの推進
- ・海上運送サービスの改善
- ・乗継の改善
- ・地方鉄道の再生

国の総合的支援

予算等

- ・計画策定経費支援
- ・関係予算を可能な限り重点配分、配慮
- ・地方債の配慮
- ・情報、ノウハウの提供
- ・人材育成
- 等

法律上の特例措置

- ・LRT整備に関する軌道事業の上下分離制度の導入
- ・LRT車両購入費、BRT車両購入費、オムニバスタウン計画に基づく施設整備事業等について自治体助成部分の起債対象化
- ・鉄道再生実施計画作成のための廃止予定日の延期
- ・関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化
- 等

2. 新たな形態による輸送サービスの導入円滑化

関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化等



DMV
(デュアルモードビークル)
線路と道路の両方の走行が可能な車両



IMTS
(インテリジェントマルチモードトランジット)
磁気誘導による専用道路部分と一般道路の両方を走行する車両



水陸両用車